# 別表 グリーン調達品目(グリーン購入法適合商品)

# 1. 紙 類

# 【情報用紙】

品目	判断の基準等	対象環境ラベル
日 コピー用紙	①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウエブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。【配慮事項】 ① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。例:20110101 PPC用紙 リサイクルPPC ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パル	エコマーク
	林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	

- 備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれか をいう。
  - ア.森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
  - イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残 材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、 小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
  - 2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
  - 3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用 割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合 及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方 針に基づいて使用するパルプをいう。 4 「総合評価値」とは備考5に示されるYの値をいう。

「指標値」とは、備考5に示される $x_1, x_2, x_3, x_4$ の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考5に示される $x_5, x_6$ の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考5の y1, y2, y3, y4, y5 について示される式により算出された数値をいう。

5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

 $Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$ 

 $y_1 = x_1 - 20$   $(70 \le x_1 \le 100)$ 

 $y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \le x_2 + x_3 \le 30)$ 

 $y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \le x_4 \le 30)$ 

 $y_4 = -x_5 + 75$   $(60 \le x_5 \le 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$ 

 $y_5 = -2.5x_6 + 170$   $(62 \le x_6 \le 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$ 

Y 及び y<sub>1</sub>, y<sub>2</sub>, y<sub>3</sub>, y<sub>4</sub>, y<sub>5</sub>, x<sub>1</sub>, x<sub>2</sub>, x<sub>3</sub>, x<sub>4</sub>, x<sub>5</sub>, x<sub>6</sub> は次の数値を表す。

Y (総合評価値):  $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5$  の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y」: 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y<sub>2</sub>:森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数 点第二位を四捨五入した数値

y<sub>3</sub>: その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二 位を四捨五入した数値

y4: 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y<sub>5</sub>:坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

X1: 最低保証の古紙パルプ配合率(%)

x2:森林認証材パルプ利用割合(%)

 $x_2 = (森林認証材パルプ/バージンパルプ) × (100-x_1)$ 

x3:間伐材等パルプ利用割合(%)

 $x_3 = (間伐材等パルプ/バージンパルプ) × (100-x_1)$ 

x<sub>4</sub>: その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合(%)

x4 = (その他の持続可能性を目指したパルプ/バージンパルプ)×(100-x1)

x<sub>5</sub>:白色度(%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加点対象とならない。

x<sub>6</sub>:坪量 (g/m²)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

- 6 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、 紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の 調達には留意が必要である。
- 7 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウエブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。
- 8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの 産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、合法伐採木材等の流通及び利 用の促進に関する法律(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)に則す るとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラ

イン(平成 18 年 2 月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、 同ガイドラインに準拠して行うものとする。

- 9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン (平成21年2月)」に準拠して行うものとする。
- 10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの 実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林 認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠した クレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくク レジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間 に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づ き、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

# フォーム用 紙

①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。

#### エコマーク

- ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/㎡以下であること。

#### 【配慮事項】

- ①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原 木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出され たものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パル プの利用割合が可能な限り高いものであること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用 の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

# インクジェットカラー プリンター 用塗工紙

- ①古紙パルプ配合率70%以上であること。
- ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③塗工量が両面で20g/㎡以下であること。ただし、片面の最大 塗工量は12g/㎡とする。

#### 【配慮事項】

- ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。
- ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原 木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出され たものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パル プの利用割合が可能な限り高いものであること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用 の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

エコマーク

備考) 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年2月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

# 【印刷用紙】

塗工されてい ない印刷用紙 | ①次のいずれかの要件を満たすこと。

エコマーク

# 塗工されてい る印刷用紙

- ア. 塗工されていないものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び白色度を備考6の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
- イ. 塗工されているものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び塗工量を備考6の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
- ②古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。
- ③バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ④製品の総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)がウエブサイト等で容易に確認できること。
- ⑤再生利用しにくい加工が施されていないこと。

#### 【配慮事項】

- ①総合評価値がより高いものであること。
- ②古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。
- ③バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から 産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐 材等パルプの配合率が可能な限り高いものであること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用 の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

#### 備考)

- 1 「管理木材パルプ」とは、森林認証材とは異なるが、森林認証制度により容認されない分類に属さない木材であって、認証取得組織間のみで取り引きされ、その適格性について第三者認証機関によって検証された木材を原料とするパルプをいう。
- 2 「その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ(以下「その他の持続可能性を目指したパルプ」という。)」とは、次のいずれかをいう(森林認証材パルプ、間伐材等パ

ルプ及び管理木材パルプに該当するものを除く。)。

- ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- 3「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
- 4 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木 材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指したパルプ配合率、白色度及び塗工量をいう。
- 5 「総合評価値」とは備考6に示される Y<sub>1</sub> 又は Y<sub>2</sub>の値をいう。

「指標値」とは、備考6に示される  $x_1,x_2,x_3,x_4,x_5$  の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考6 に示される  $x_6,x_8$  の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考6の y<sub>1</sub>,y<sub>2</sub>,y<sub>3</sub>,y<sub>4</sub>,y<sub>5</sub> について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

6 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

 $Y_1 = y_1 + y_2 + y_3 + y_4$ 

 $Y_2 = y_1 + y_2 + y_3 + y_5$ 

 $y_1 = x_1 + x_2 + x_3 \quad (0 \le x_1 + x_2 + x_3 \le 100)$ 

 $y_2 = 0.75 \times x_4 \quad (0 \le x_4 \le 100)$ 

 $y_3 = 0.5 \times x_5 \quad (0 \le x_5 \le 70)$ 

 $y_4 = -x_6 + x_7 (x_7 - 15 \le x_6 \le x_7, x_6 < x_7 - 15 \rightarrow x_6 = x_7 - 15, x_6 = x_6 > x_7 \rightarrow x_7)$ 

 $y_5 = -0.5x_8 + 20 (0 < x_8 \le 10 \rightarrow x_8 = 10, 10 < x_8 \le 20 \rightarrow x_8 = 20, 20 < x_8 \le 30 \rightarrow x_8 = 30, x_8 > 30 \rightarrow x_8 = 40)$ 

- $Y_1,Y_2$ 及び  $y_1,y_2,y_3,y_4,y_5,x_1,x_2,x_3,x_4,x_5,x_6,x_7,x_8$  は次の数値を表す。
  - Y<sub>1</sub>(塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値):y<sub>1</sub>,y<sub>2</sub>,y<sub>3</sub>,y<sub>4</sub>の合計値を算出し小数点 以下を切り捨てた数値
  - Y<sub>2</sub>(塗工されている印刷用紙に係る総合評価値):y<sub>1</sub>,y<sub>2</sub>,y<sub>3</sub>,y<sub>5</sub>の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値
  - y<sub>1</sub>: 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率の合計値に 係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
  - y2:管理木材パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
  - y<sub>3</sub>: その他の持続可能性を目指したパルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を 四捨五入した数値
  - y4: 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値(ファンシーペーパー 又は抄色紙(色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。)には適用しない。) ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準(「印刷」参照)に示さ れた A ランク(紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの)の紙である場合は 5、そ れ以外の紙である場合は 0
  - y<sub>5</sub>:塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
  - x1:古紙パルプ配合率(%)
  - x2:森林認証材パルプ配合率(%)
  - x3:間伐材等パルプ配合率(%)

x4:管理木材パルプ配合率(%)

x<sub>5</sub>:その他の持続可能性を目指したパルプ配合率(%)

x<sub>6</sub>:白色度(%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加点対象とならない。

x<sub>7</sub>:白色度の基準値(%)

白色度の基準値は古紙パルプ配合率 $(x_1)$ 及びバージンパルプ配合率 $(x_2+x_3+x_4+x_5)$ に対応した基準値であって、古紙パルプ配合率 100%の場合の基準値は 70%、バージンパルプ配合率 100%の場合の基準値は 90%として次式により算定。

 $x_7 = 0.7 \times x_1 + 0.9 \times (x_2 + x_3 + x_4 + x_5)$ 

x<sub>8</sub>:塗工量(g/m³)

塗工量(両面への塗布量)は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

- 7 調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウエブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や 印刷品質に留意し、調達を行うこと。
- 8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年2月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン(平成 21 年2月)」に準拠して行うものとする。
- 10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材及び管理木材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材、間伐材等などとそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材、間伐材等などが等しく使われているとみなす方式をいう。

# 【衛生用紙】

トイレットペーパー	○古紙パルプ配合率100%であること。 例:20600102 トイレットペーパー カーネーション	エコマーク
	【配慮事項】	
ティッシュ ペーパー	<ul><li>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li></ul>	エコマーク

# 古紙及び古紙パルプ配合率

各品目において判断の基準となっている古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義は、 以下のとおりとする。

# 【古紙及び関連する用語の定義】

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造
	事業者により紙の原料として使用されるもの(商品として出荷され流通
	段階を経て戻るものを含む。)。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料
	として使用されるもの。
	ただし、紙製造事業者等(当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関
	係会社を含む。)の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場な
	ど、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場
	合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者
	に加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されず
	に当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙とし
	ては取り扱わない(当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場
	合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙とし
	て取り扱う。)。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。
	・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用
	されるもの(いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドライブ
	ローク)。
	・製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの(いわ
	ゆる「仕込損紙」)。
	・上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	「日本標準産業分類」(平成21年総務省告示第175号)の中分類に掲げ
	る「紙製造業(142)」であり、小分類の「洋紙製造業(1421)」「板紙製
	造業(1422)」「機械すき和紙製造業(1423)」及び「手すき和紙製造業
	(1424)」をいう。
子会社、関連会社及	金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 193 条の規定に基づく財務
び関係会社	諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第
	59号)第8条の各項に定めるものをいう。

# 【古紙パルプ配合率の定義】

パルプは含水率 10%の重量とする。 上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

#### 2. 文具類

#### 文具類共通

- ○次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要 材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合 で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそ れぞれ満たすこと。
  - ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。
  - ②金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
  - ③金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等 パルプの合計の配合率が50%以上であること。
    - イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
  - ④大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。た だし、すべての材料が金属の場合はイの要件を除く。
  - ア. 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。
  - イ. 使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。 ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないこ とが必要な部品を除く。
  - ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

#### 【配慮事項】

- ①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高い ものであること。
- ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ③材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続 可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであ ること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等 の再生資源である木材は除く。
- ④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合 にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれて いる森林から産出されたものであること。ただし、間伐材によ り製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する

	端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージ	
	ンパルプには適用しない。 ⑤間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いもので	
	動画技術大は画技術バルクの利用制音が可能な限り高いもので   あること。	
	めること。   ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサ	
	イクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づ	
	き二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開	
	示されていること。	
	⑦製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は	
	使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること。	
	⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の   容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	
	谷勿さ及び廃業時の負荷仏滅に配慮されていること。   ⑨製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生	
	プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減	
	効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。	
	注)文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断	
	の基準及び配慮事項を適用する。ただし、大部分の材料が金属類 に該当しない場合であって、個別の特定調達品目について判断の	
	に該当しない場合であって、個別の特定調達品目について判断の   基準(●印)を定めているものについては、上記の判断の基準に	
	代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。	
	また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみに上	
•		
	記の判断の基準を適用する。	
シャープペ	共通判断基準を適用	エコマーク
シャープペ ンシル	共通判断基準を適用 ○残芯が可能な限り少ないこと。	エコマーク
ンシル	共通判断基準を適用 ○残芯が可能な限り少ないこと。 例:20400101 PILOT HGPS-10R-B5	エコマーク
ンシルシャープペ	共通判断基準を適用 ○残芯が可能な限り少ないこと。 例: 20400101 PILOT HGPS-10R-B5 容器に共通判断基準を適用	エコマーク
ンシル シャープペ ンシル 替芯	共通判断基準を適用 ○残芯が可能な限り少ないこと。 例:20400101 PILOT HGPS-10R-B5 容器に共通判断基準を適用 例:20405101 PILOT HRF5G-10B	エコマーク
ンシルシャープペ	共通判断基準を適用 ○残芯が可能な限り少ないこと。 例:20400101 PILOT HGPS-10R-B5 容器に共通判断基準を適用 例:20405101 PILOT HRF5G-10B 共通判断基準を適用	
ンシル シャープペ ンシル 替芯	共通判断基準を適用 ○残芯が可能な限り少ないこと。 例:20400101 PILOT HGPS-10R-B5 容器に共通判断基準を適用 例:20405101 PILOT HRF5G-10B 共通判断基準を適用 ○芯が交換できること。	エコマーク
ンシル シャープペ ンシル 替芯 ボールペン	共通判断基準を適用  ○残芯が可能な限り少ないこと。 例: 20400101 PILOT HGPS-10R-B5  容器に共通判断基準を適用 例: 20405101 PILOT HRF5G-10B  共通判断基準を適用 ○芯が交換できること。 例: 20420141 PILOT BRG-10F	エコマーク
ンシル シャープペ ンシル 替芯 ボールペン マーキング	共通判断基準を適用 ○残芯が可能な限り少ないこと。 例: 20400101 PILOT HGPS-10R-B5容器に共通判断基準を適用 例: 20405101 PILOT HRF5G-10B共通判断基準を適用 ○芯が交換できること。 例: 20420141 PILOT BRG-10F共通判断基準を適用	エコマーク
ンシル シャープペ ンシル 替芯 ボールペン	<ul> <li>共通判断基準を適用</li> <li>○残芯が可能な限り少ないこと。</li> <li>例:20400101 PILOT HGPS-10R-B5</li> <li>容器に共通判断基準を適用</li> <li>例:20405101 PILOT HRF5G-10B</li> <li>共通判断基準を適用</li> <li>○芯が交換できること。</li> <li>例:20420141 PILOT BRG-10F</li> <li>共通判断基準を適用</li> <li>○消耗品が交換又は補充できること。</li> </ul>	エコマーク
シャープペ ンシル 替芯 ボールペン マーキング ペン	共通判断基準を適用 ○残芯が可能な限り少ないこと。 例: 20400101 PILOT HGPS-10R-B5容器に共通判断基準を適用 例: 20405101 PILOT HRF5G-10B共通判断基準を適用 ○芯が交換できること。 例: 20420141 PILOT BRG-10F共通判断基準を適用	エコマーク
ンシル シャープペ ンシル 替芯 ボールペン マーキング	共通判断基準を適用  ○残芯が可能な限り少ないこと。 例: 20400101 PILOT HGPS-10R-B5  容器に共通判断基準を適用 例: 20405101 PILOT HRF5G-10B  共通判断基準を適用 ○芯が交換できること。 例: 20420141 PILOT BRG-10F  共通判断基準を適用 ○消耗品が交換又は補充できること。 例: 20425101 PILOT スポットライター2  共通判断基準を適用 例: 20410101 三菱鉛筆 9800EW	エコマーク エコマーク
シャープペ ンシル 替芯 ボールペン マーキング ペン	共通判断基準を適用  ○残芯が可能な限り少ないこと。 例: 20400101 PILOT HGPS-10R-B5  容器に共通判断基準を適用 例: 20405101 PILOT HRF5G-10B  共通判断基準を適用 ○芯が交換できること。 例: 20420141 PILOT BRG-10F  共通判断基準を適用 ○消耗品が交換又は補充できること。 例: 20425101 PILOT スポットライター2  共通判断基準を適用 例: 20410101 三菱鉛筆 9800EW  金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラ	エコマーク エコマーク
シャープペ シャープペ ンシル 替芯 ボールペン マーキング ペン 鉛筆	共通判断基準を適用○残芯が可能な限り少ないこと。例:20400101 PILOT HGPS-10R-B5容器に共通判断基準を適用例:20405101 PILOT HRF5G-10B共通判断基準を適用○芯が交換できること。例:20420141 PILOT BRG-10F共通判断基準を適用○消耗品が交換又は補充できること。例:20425101 PILOT スポットライター2共通判断基準を適用例:20410101 三菱鉛筆 9800EW金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること	エコマーク エコマーク エコマーク
シャープペ シャープペ ンシル 替芯 ボールペン マーキング ペン 鉛筆	共通判断基準を適用	エコマーク エコマーク エコマーク
シャープペ シャープペ ンシル 替芯 ボールペン マーキング ペン 鉛筆	<ul> <li>共通判断基準を適用 ○残芯が可能な限り少ないこと。 例: 20400101 PILOT HGPS-10R-B5</li> <li>容器に共通判断基準を適用 例: 20405101 PILOT HRF5G-10B</li> <li>共通判断基準を適用 ○芯が交換できること。 例: 20420141 PILOT BRG-10F</li> <li>共通判断基準を適用 ○消耗品が交換又は補充できること。 例: 20425101 PILOT スポットライター2</li> <li>共通判断基準を適用 例: 20410101 三菱鉛筆 9800EW</li> <li>金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること 又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、</li> </ul>	エコマーク エコマーク エコマーク
シャープペ シャープペ ンシル 替芯 ボールペン マーキング ペン 鉛筆	共通判断基準を適用	エコマーク エコマーク エコマーク
シャープペ シャープペ ンシル 替芯 ボールペン マーキング ペン 鉛筆	共通判断基準を適用 ○残芯が可能な限り少ないこと。 例:20400101 PILOT HGPS-10R-B5 容器に共通判断基準を適用 例:20405101 PILOT HRF5G-10B 共通判断基準を適用 ○芯が交換できること。 例:20420141 PILOT BRG-10F 共通判断基準を適用 ○消耗品が交換又は補充できること。 例:20425101 PILOT スポットライター2 共通判断基準を適用 例:20410101 三菱鉛筆 9800EW 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること 又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、	エコマーク エコマーク エコマーク

朱肉	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。〇インク又は液が補充できること。例:20515101 シヤチハタ HGN-2	エコマーク
印章セット	共通判断基準を適用 ○液が補充できること。	エコマーク
印箱	共通判断基準を適用	エコマーク
公印	共通判断基準を適用	エコマーク
ゴム印	共通判断基準を適用	エコマーク
回転ゴム印	共通判断基準を適用	エコマーク
定規	共通判断基準を適用 例:20560102 コクヨ CL-RG30	エコマーク
トレー	共通判断基準を適用	エコマーク
消しゴム	巻紙(スリーブ)又はケースに共通判断基準を適用 例:20440101 トンボ鉛筆 MONO PE-01A	エコマーク
ステープラー(汎用型)	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(機構部分を除く。)。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。例:20500101 マックス ホッチキス HD-10FL3	エコマーク
ステープラ ー(汎用型以 外)	共通判断基準を適用 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離 又は分別の工夫がなされていること。	エコマーク
ステープラ ー針リムー バー	共通判断基準を適用 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離 又は分別の工夫がなされていること。	エコマーク
連射式クリップ(本体)	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。例:20500111 オート ガチャック GS-500E	エコマーク

# 74 m 14	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プ	
事務用修正具(テープ)	金属を除く主要材料がプラステックの場合にあるとは、再生プ   ラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること	エコマーク
	又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確	
	認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、	
	ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、	
	プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場	
	合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	
	○消耗品が交換できること。	
	例:20441111 コクヨ TW-M145N	
事務用修正	容器に共通判断基準を適用	エコマーク
具(液状)	例: 20441101 ペンテル XEZL1-W	
クラフトテ	テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材	エコマーク
ープ	等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料	
	にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木 は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林	
	は、伐採に当たって、原木の生産された国文は地域における株体   に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。	
	に関する伝ャに思りして子祝が過めになされたものであること。   ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材	
	工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製	
	造されたバージンパルプには適用しない。	
	○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散す	
	るものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。	
布粘着テー	テープ基材(ラミネート層を除くことができる。)については再	エコマーク
プ (プラスチ	生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されている	
ック製クロ	こと又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が	
ステープを	確認されたものが使用されていること。	
含む。)	例: 20525101 ニチバン No. 151-50	
両面粘着紙	テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材 等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料	エコマーク
テープ	にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木	
	は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林	
	に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。	
	ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材	
	工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製	
	造されたバージンパルプには適用しない。	
	例:20523105 ニチバン NW-40	
製本テープ	テープ基材に判断の基準を適用	エコマーク
	例:20527101 ニチバン BK-35	
ブックスタ	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プ	エコマーク
ンド	ラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること	
	又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認   されたたのが使用されていること。ただし、ポストスンジ/ユーフ	
	されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ   材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の	
	初わからなる再生ノブヘケックにあらては、ブブヘケック量量の   35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具	
	類共通の判断の基準を満たすこと。	
ペンスタン	共通判断基準を適用	エコマーク
K		
クリップケ	   共通判断基準を適用	エコマーク
, , , , ,	ハルコロコエナトルコ	

ース		
はさみ	再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又 は分別の工夫がなされていること。	エコマーク
	例:20542101 コクヨ ハサーP280B	
マグネット (玉)	共通判断基準を適用  例:20595113 コクヨ マクー30NR	エコマーク
マグネット (バー)	共通判断基準を適用 例:20595121 コクヨ マクー202N	エコマーク
テープカッター	共通判断基準を適用 例:20520101 プラス TC-301	エコマーク
パンチ (手 動)	共通判断基準を適用 例:20501102 プラス No.830	エコマーク
モルトケー ス(紙めくり 用スポンジ ケース)	共通判断基準を適用	エコマーク
紙めくりク リーム	容器に共通判断基準を適用	エコマーク
鉛筆削(手 動)	○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離 又は分別の工夫がなされていること。	エコマーク
O A ク リ ー ナー (ウェッ トタイプ)	容器に共通判断基準を適用 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	エコマーク
O A クリー ナー(液タイ プ)	容器に共通判断基準を適用 ○内容物が補充できること。	エコマーク
ダストブロ ワー	フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が 使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての 適切な記載がなされていること。	エコマーク
レターケース	共通判断基準を適用	エコマーク

メディアケ ース マウスパッ	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②CD、DVD及びBD用にあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 共通判断基準を適用	エコマーク
K		
O A フィル ター (枠あり)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。	エコマーク
丸刃式紙裁 断機	○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離 又は分別の工夫がなされていること。	エコマーク
カッターナイフ	共通判断基準を適用 例:20540101 コクヨ HA-7N	エコマーク
カッティン グマット	共通判断基準を適用 ○マットの両面が使用できること。	エコマーク
OHPフィ ルム	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	エコマーク
絵筆	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	エコマーク
絵の具	容器に共通判断基準を適用	エコマーク
墨汁	容器に共通判断基準を適用 例:20433101 開明 SY-5067	エコマーク
のり(液状) (補充用を 含む。)	容器に共通判断基準を適用 ○内容物が補充できること。 例:20528131 不易 GS5	エコマーク

		T
のり(澱粉の	容器に共通判断基準を適用	エコマーク
り)	例:20528123 不易 FP200	
(補充用を含む。)		
のり(固形)	容器・ケースに容器に共通判断基準を適用	エコマーク
(補充用を	○消耗品が交換できること。	
含む。)	例:20528102 トンボ PT-GP	
のり(テー	共通判断基準を適用	エコマーク
プ)		
ファイル	金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。  ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 例:20310101 コクヨ フーV10	エコマーク
バインダー	金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。	エコマーク
ファイリン	共通判断基準を適用	エコマーク
グ用品	サンツの成件等を、英田	
アルバム	共通判断基準を適用	エコマーク
(台紙を含 む。)		
つづりひも	次のいずれかの要件を満たすこと。①金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源	エコマーク

		1
	により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プ	
	ラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されているこ	
	と又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が	
	- 2 41- 2 - 11-	
	確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシ	
	ューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチッ	
	ク重量の35%以上使用されていること。	
	③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基	
	準を満たすこと。	
	例:20530101 ライオン No.183P	_
カードケー	共通判断基準を適用	エコマーク
ス		
事務用封筒	古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合	エコマーク
(紙製)	率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使	
(1)2(2)	用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、	
	原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照ら	
	して手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材によ	
	り製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端	
	材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパ	
	ルプには適用しない。	
	例:20800101 角2封筒	
	古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合	エコマーク
(紙製)	率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使	エコマーク
(拟妥)	用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、	
	原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照ら	
	して手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材によ	
	り製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端	
	材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパ	
	ルプには適用しない。[窓部分に紙を使用している場合は、古紙	
	パルプ、森林認証財パルプ及び間伐材等パルプの配合率の判断の	
	基準を窓部分には適用しない。〕	
	窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィ	
	ルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上を思されていることを思いています。 不思	
	上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境免費が減効用が変裂されますのが使用されていること	
	境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	
けい紙	古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合	エコマーク
	率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使	
	用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、	
	原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照ら	
	して手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材によ	
	り製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端	
	材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパ	
	ルプには適用しない。	
	II \Z\lo\me_th\sh. b.\de_r	
起案用紙	共通判断基準を適用	エコマーク
ノート	共通判断基準を適用	エコマーク
	例:ノート 20203101 コクヨ ノ-E3AN	

パンチラベ	○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散す	エコマーク
ル	るものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。	
	例:20214101 コクヨ タ-E5N	
タックラベ	金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パル	エコマーク
ル	プ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%	<b>L J</b>
	以上であること(粘着部分を除く。)。また、紙の原料にバージン	
	パルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に	
	当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法	
	令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間	
	伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発	
	生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバ	
	ージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具	
	類共通の判断の基準を満たすこと。	
	○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散す	
	るものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。	
インデック	共通判断基準を適用	エコマーク
付箋紙	共通判断基準を適用	エコマーク
口龙州	例:インデックス 20210101 コクヨ タ-E20N	
	付箋紙 20212101 3M ポスト・イット 653RP	
付箋フィル	共通判断基準を適用	エコマーク
	○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散す	
<u>ا</u> ك	るものであること。	
田 +C++ *	共通判断基準を適用	エコマーク
黒板拭き	例:20442101 馬印 R 1 2 5	
ホワイトボ	共通判断基準を適用	エコマーク
ー・ボー・ボー・ボー・ボー・ドー・ドー・ドー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー	例:20442111 パイロット WBEH-M	
ード用イレーサー		
	 共通判断基準を適用	エコマーク
額縁		エコマーク
テープ印字	次のいずれかの要件を満たすこと。	
機等用カセ	①文具類共通の判断の基準を満たすこと。	
ット	②次の要件を満たすこと。	
	ア.使用済み製品にテープ部分(リボンを含む。)を再充填し、	
	必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱され	
	る印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。	
	イ.通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用すること	
	が可能であること。	
	ウ. 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システム	
	があること。	
	エ.工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源	
	化率(使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、	
	再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカート	
	リッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エ	
	ネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学	
	原料化された部品の重量の割合をいう。)が製品全体の重量	
	(インクを除く。)の95%以上であること。また、回収した	
	製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量	
	化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。	

		1
テープ印字	次のいずれかの要件を満たすこと。	
機等用テー	①文具類共通の判断の基準を満たすこと。	
プ	②テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用	
	できること。	
ごみ箱	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プ	エコマーク
<b>उ</b> र्ग्या	ラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること	
	   又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認	
	されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ	
	材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の	
	35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具	
	類共通の判断の基準を満たすこと。	
	例: 20620101 テラモト DS-215-000	
11 14 7 7 11.		777 h
リサイクル ボックス	エ属と励く工芸術科がフラステックの場合にありては、将エフラースチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又	エコマーク
ハック人	ムバノファックラン 量量の1070以上使用されていること人   はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認さ	
	れたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材	
	料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の	
	75%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具	
	類共通の判断の基準を満たすこと。	
- 18 1 m	共通判断基準を適用	エコマーク
缶・ボトルつ	天旭刊町奉竿と旭川 	T 1 4 9
ぶし機(手		
動)	エルタルがは、中外をプロ	
名札(机上	共通判断基準を適用	エコマーク
用)		
名札(衣服取	共通判断基準を適用	エコマーク
付型・首下げ		
型)		
鍵かけ	共通判断基準を適用	エコマーク
(フックを		
含む。)		
チョーク	再生材料が10%以上使用されていること。	エコマーク
	例:20490101 日本理化学工業 DCC-72-W	
グラウンド	再生材料が70%以上使用されていること。	エコマーク
用白線		
梱包用バン	金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率 100%	エコマーク
悩己用ハン	であること。	
1.	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコン	
	シューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の 25%	
	以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製	
	品は除く。	
<u> </u>		I.

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー(汎用型)」とは、JIS S 6036 の 2.に規定するステープラつづり針の種類 10 号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー(汎用型以外)」とは、ステープラー(汎用型)以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。
  - 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファ

イル、ケースファイル等)等をいう。

- 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット 及び仕切紙をいう。
- 5 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2.紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。
- 6 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
- 7 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 8 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 9 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプ ラスチックをいう。
- 10 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 11 「主要材料」とは、製品の構成材料として、消耗品、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料をいう。なお、再生材料等に係る判断の基準は、金属を除く主要材料に適用する。
- 12 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能 な場合 (カートリッジ等) は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合 (ワンウエイ) は、当該部分 (インク等) のみ当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
- 13 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材(台紙)を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
- 14 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が消耗品、粘着部分を除いた製品全体重量の95%以上であるものをいう。
- 15 文具類共通の判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質及び紙を使用している場合並びに大部分の材料が金属類である場合について定めたものであり、大部分の材料が金属類に該当しない場合かつ金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 16 文具類共通の判断の基準④アについては、自社の同等の機能を有する従来品と比較して原材料の使用量の削減及び軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること又は自社で定めた製品の機能に関連する重量原単位が削減されるよう設計がなされていることとする。
- 17 文具類共通の判断の基準⑤の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.112「文具・事務用品 Version2」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準を満たす製品については備考11に示す主要材料の定義によらず、判断の基準を満たすものとみなす。
- 18 ダストブロワーに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン(HF01234ze)等。

- 19 ダストブロワーに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 20 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、CD、DVD 及び BD 用とする。
- 21 塗工されている印刷用紙に係る判断の基準は、本基本方針「2.紙類」の「塗工されている印刷用紙」による。
- 22 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 23 文具類共通の配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 2.4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- 25 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン (平成 21 年 2 月)」に準拠して行うものとする。
- 26 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

#### 3. オフィス家具等

いす	金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと、又は エコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであるこ	グリーンマ ーク
机	と。	エコマーク
lene.	①プラスチックの場合 再生プラスチックをプラスチック重量の 10%以上使用	
棚	円生ノフステックをノフステック単重の 10%以上使用 バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認さ	
収納用什器(棚以外)	れたものがプラスチック重量の 25%以上使用、かつ、バイオ ベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。	
	保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5	
ローパーティ	年以上とすること。	
ション	②木質の場合	
	間伐材等の木材を使用	
コートハンガ		

\_

傘立て

掲示板

黒板

ホワイトボー ド 間伐材、再生資源以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

ホルムアルデヒドの拡散速度 0.02mg/m²h 以下又はこれと同等保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5 年以上とすること。

# ③紙の場合

紙の原料が古紙パルプ配合率 50%以上

紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その 原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域 における森林に関する法令に照らして手続が適切になされた ものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパ ルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木 等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち合板・製 材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源によ り製造されたバージンパルプには適用しない。

保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年 以上とすること。

# 【配慮事項】

- ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- ④材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。
- ⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。
- ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ⑦ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品 であること。

- ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

# 4. 画像機器等

# 4-1 コピー機等

# コピー機

# 複合機 拡張性のある デジタルコピ ー機

#### < 共通事項 >

- ○基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の②から ⑤の要件をそれぞれ満たすこと。
- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。
- ③次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機 (以下「コピー機等」という。) であること。
  - イ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ④少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。
- ⑤使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。

#### <個別事項>

各機能、コピー速度により、次の基準を満たすこと。

- ①標準消費電力量の基準
- ②低電力モード消費電力等の基準

#### 【邢盧事項】

- ① ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化 合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回 収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限 りでない。
- ③資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。
- ④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がな されていること。
- ⑤紙の使用量を削減できる機能を有すること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあ ること。

# 4-2 プリンタ等

# プリンタ

次の①から⑥の要件を満たすこと、又は⑦の要件を満たすこと。

- ①各機能、印刷速度により、次の基準を満たすこと。
- ア. 標準消費電力の基準

# プリンタ複合 継

- イ. 低電力モードへの移行時間等の基準
- ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ④少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。
- ⑤ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再 使用プラスチック部品が 5g 以上使用されていること。
- ⑥ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使 用プラスチック部品がプラスチック重量の1%以上使用されている こと
- ⑦エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

#### 【配慮事項】

- ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化 合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回 収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この 限りでない。
- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための 設計上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。
- ④紙の使用量を削減できる機能を有すること。
- ⑤製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

# 4-3 ファクシミリ

# ファクシミリ

- ①標準消費電力の基準を満たすこと。
- ②低電力モードへの移行時間等の基準を満たすこと。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ④少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラス チック部品が使用されていること。
- ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

#### 【配盧事項】

①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化 合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回 収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この 限りでない。 国際エネル ギースター ロゴ エコマーク

- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再 生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

#### 4-4 スキャナ

#### スキャナ

- ①移行時間等の基準を満たすこと。
- ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ③少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。
- ④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

#### 【配慮事項】

- ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理さ れるシステムがあること。
- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための 設計上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再 生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイク ルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化 炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されている こと。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

# 4-5 プロジェクタ

#### プロジェクタ

- 次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①次の要件を満たすこと。
    - ア.製品本体の重量が備考3に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。
    - イ. 消費電力が備考4に示された算定式を用いて算出された基準 の数値を上回らないこと。
    - ウ. 待機時消費電力が0.4W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。
    - エ. 光源ランプに水銀を使用している場合は、水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること、かつ、使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組

国際エネル ギースター ロゴ エコマーク

みがあること。

- オ. 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5年以上とすること。
- カ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該 化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できるこ と。
- ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

#### 【配慮事項】

- ①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。
- ②光源ランプには、可能な限り固体光源が使用されていること。
- ③可能な限り低騒音であること。
- ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル における温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭 素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されているこ と。
- ⑤使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理され るシステムがあること。
- ⑥製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料 の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ⑦筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減され ていること。
- ⑧筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ⑨製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。
- ⑩製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ①包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の機器であって、会議室、教室、講堂等で使用するものをいい、1m 以内の距離で横幅1.2m以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ(以下「短焦点プロジェクタ」という。 短焦点プロジェクタのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。)を含むものとする。

#### 4-6 カートリッジ等

トナーカートリッジ

次のいずれかの要件を満たすこと

①次の要件を満たすこと

ア. 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。

イ.回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く。)の50%以上であること。

ウ.回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収 した使用済製品全体質量(トナーを除く。)の95%以上で あること。

エ.回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利 用できない部分については、減量化等が行われた上で、適

正処理され、単純埋立てされないこと。

オ.トナーの化学安全性が確認されていること。

カ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。

キ. 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特 定調達物品等を使用することが可能であること。

②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

# 【配慮事項】

- ①回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は 部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組み があること。
- ②各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準 を満たすことを示す証明書等を備えていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

# インクカートリ ッジ

次のいずれかの要件を満たすこと

①次の要件を満たすこと

ア. 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。

イ. 回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(インクを除く。)の25%以上であること。

ウ. 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収 した使用済製品全体質量(インクを除く。)の95%以上で あること。

エ.回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。

オ. インクの化学安全性が確認されていること。

カ. 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特 定調達物品等を使用することが可能であること。

②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

# 【配慮事項】

- ①各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準 を満たすことを示す証明書等を備えていること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

#### 5. 電子計算機等

# 5-1 電子計算機

# 雷子計算機

- ①エネルギー消費効率が区分ごとの基準エネルギー消費効率を上 | 省エネ性マー 回らないこと。
- ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該 | 国際エネルギ 化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できるこ
- ③一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機 器・機能の簡素化がなされていること。
- ④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なく とも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマス プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが 使用されていること。

#### 【配慮事項】

- ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化 及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用の ための設計上の工夫がなされていること。
- ②一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池 (バッ テリ)の駆動時間が必要以上に長くないこと。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用され ていること。
- ④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プ ラスチック又は植物をバイオマスプラスチックであって環境 負荷低減効果が確認されたものが可能な限り高い配合率で使 用されていること。
- ⑤ 筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合に は、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。
- ⑥製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品 が可能な限り削減されていること。
- ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用 の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。

# 5-2 磁気ディスク装置

# 置

磁気ディスク装 │○基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネル │省エネ性マー ギー消費効率を上回らないこと。

# 【配慮事項】

- ①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステム があり、再使用又は再生利用されない部分については適正処 理されるシステムがあること。
- ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のた めの設計上の工夫がなされていること。
- ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用され ていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、 再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用

ースターロゴ

- の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑥製品の梱包又は包装にプラスチックを使用している場合は、 再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境 負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されている こと。

# 5-3 ディスプレイ

# ディスプレイ

- ①コンピュータモニタにあっては、年間消費電力量が最大年間 | 省エネ性マー 消費電力量以下であること。
- ②サイネージディスプレイにあっては、次の要件を満たすこ
  - ア、オンモード消費電力の要件を満たすこと。
  - イ. スリープモード消費電力が基準以下であること。
- ③オフモード消費電力が0.5W以下であること。
- ④動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻るこ
- ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該 化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できる こと。

# 【配慮事項】

- ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステ ムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正 処理されるシステムがあること。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化 及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用 のための設計上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用さ れていること、又は、プラスチック部品が使用される場合に は、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用 の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステム があること。

#### 5-4 記録用メディア

# 記録用メディ ア

- ○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適 | エコマーク 用〕。
  - ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用され ていること。
  - ②厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること、又は 集合タイプ(スピンドルタイプなど)であること。
  - ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認 されたものが使用されていること。
  - ④紙製にあっては、古紙パルプ配合率70%以上であること。 また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっ ては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産さ れた国又は地域における森林に関する法令に照らして手続 が適切になされたものであること。ただし、間伐材により 製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生す

国際エネルギ ースターロゴ

る端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造された バージンパルプには適用しない。

#### 【配盧事項】

- ①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場 合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営ま れている森林から産出されたものであること。ただし、間伐 材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から 発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造さ れたバージンパルプには適用しない。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用 の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

# 6. オフィス機器等

#### 6-1 シュレッダー

# シュレッダー

次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①次の要件を満たすこと。
  - ア. 待機時消費電力が1.5W以下であること。
  - イ. 低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移 行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。
  - ウ.特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

#### 【配盧事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室 効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定し た定量的環境情報が開示されていること。
- ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又 は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫が なされていること。
- ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用され ていること。
- ⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時 の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

# 6-2 デジタル印刷機

#### デジタル印刷機

- ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を | エコマーク 上回らないこと。
- ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達 物品等を使用することが可能であること。

#### 【配慮事項】

- ①インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステム があること。
- ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀 化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実 に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、

この限りでない。

- ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ⑤低電力モード(一定時間操作が行われなかった後に自動的に 切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。)及びオートシャットオフモード(一定時間操作が行われなかった後に自動 オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。)への 移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、 出荷後、変更することができない構造の機械については既定 値とする。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用 の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステム があること。
- 備考) 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
  - 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。
  - 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部 又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用した ものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

# 6-3 掛時計

# 掛時計

- ○次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①太陽電池及び小形充電式電池 (二次電池)を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。
  - ②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用 状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。
  - ③一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。

#### 【配慮事項】

- ①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチック が可能な限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用 の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

#### 6-4 電子式卓上計算機

# 電子式卓上計算 機

- | ①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。
- ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。

エコマーク

#### 【配慮事項】

○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時 の負荷低減に配慮されていること。

# 6-5 電池

# 一次電池又は小 形充電式電池

- 一次電池又は小 | ○次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間 を下回らないこと。
  - ②小形充電式電池(二次電池)であること。

# 【配慮事項】

- ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける 温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して 算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄 時の負荷低減に配慮されていること。

#### 7. 移動電話等

#### 携帯電話

PHS

スマートフォン

次の①から⑩の要件を満たすこと、又は⑪の要件を満たすこと。

- ①携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を 満たすこと。
  - ア、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。
  - イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。
- ②スマートフォンにあっては、製品出荷時に搭載されたオペレーティングシステムの更新(セキュリティ、修正、機能)が可能であること。
- ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。
- ④使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。
- ⑤回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分に ついては、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において 適正処理されるシステムがあること。
- ⑥バッテリーの初期容量の残容量80%を満たす充電サイクル数が、携帯電話にあっては500サイクル以上、スマートフォンにあっては800サイクル以上であること。
- ⑦バッテリーの長寿命化機能を搭載していること。
- ⑧バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又 は販売事業者において修理するシステム、及び更新するため

モバイル・リサ イクル・ネット ワーク

- の部品を保管するシステムがあること (製品製造終了後6年 以上保有)。
- ⑨特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該 化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できる こと。
- ⑩製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウエブサイト等で容易に確認できること。
- ⑪エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

#### 【配慮事項】

- ①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等に よる省エネルギー化がなされていること。
- ②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること.
- ③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。
- ④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。
- ⑤筐体又は部品(充電器を含む。)にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチック であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り 使用されていること。
- ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用 の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ⑨製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、 再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境 負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されている こと。

# 8-1 電気冷蔵庫等

#### 電気冷蔵庫

#### 電気冷凍庫

#### 電気冷凍冷蔵庫

①電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。

- ア. 基準値1は、基準エネルギー消費効率に100/105を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。
- イ. 基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。
- ②電気冷凍庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示され た区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回ら ないこと。
  - ア. 基準値1は、基準エネルギー消費効率に100/110を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。
  - イ. 基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。
- ③冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこ *と*
- ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

#### 【配慮事項】

- ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命 化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工 夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステム があること。

# 8-2 テレビジョン受信機

#### テレビジョン受 信機

- テレビジョン受 ①リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。
  - ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

#### 【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命 化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工 夫がなされていること。
- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利 用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

省エネ統一ラベ ル

# ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステム があること。

#### 備考)

- 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。
  - ①産業用のもの
  - ②ブラウン管方式のもの
  - ③テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの
  - ④映像を表示する装置であって直視型でないもの
  - ⑤プラズマディスプレイ方式のもの
  - ⑥受信機型サイズが 10 型若しくは 10V 型以下のもの
  - ⑦ワイヤレス方式のもの
  - **⑧電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの**
  - 9垂直方向の

画素数が 4,320 かつ水平方向の画素数が 7,680 のもの(以下「8K」という。)

# 8-3 電気便座

#### 電気便座

○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。

# 省エネ統一ラ ベル

#### 【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、 再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。

# 8-4 電子レンジ

#### 電子レンジ

- ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
- ②待機時消費電力が0.05W未満であること。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化 学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

#### 【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用され

ていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、 再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。

#### 9-1 エアコンディショナー

# エアコンディ ショナー

- ①家庭用エアコンディショナーにあっては、エネルギー消費効率 が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算 定式を用いて算定した数値を下回らないこと。
- ②業務用エアコンディショナーにあっては、基準値1は、アの要件を、基準値2はイの要件を満たすこと。ただし、ビル用マルチエアコンディショナーについては、アの要件を満たすこと又はイの要件及び③の要件を満たすことで基準値1の要件とする。
  - ア. エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。
  - イ. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。
- ③冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。
- ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

#### 【配慮事項】

- ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されて いること。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。
- ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが 可能な限り使用されていること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。
  - ①冷房能力が 28kW (マルチタイプのものは 50.4kW) を超えるもの
  - ②冷房の用にのみに供するもの、窓に設置される構造のもの及び壁を貫通して設置される構 造のもの

- ③水冷式のもの
- ④圧縮用電動機を有しない構造のもの
- ⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- ⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの
- ⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- ⑧スポットエアコンディショナー
- ⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑩高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム
- ⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
- ②専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を 駆動する構造のもの
- ⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの
- ④熱回収式マルチエアコン

# 9-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

ガスヒートポンプ式冷暖房機

- ガスヒートポ ①期間成績係数が1.07以上であること。
  - ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

# 【配慮事項】

- ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
- ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時 の負荷低減に配慮されていること。
- ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。
  - 2 期間成績係数については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。

# 9-3 ストーブ

ストーブ

次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
- ②石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。

#### 【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ①②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫 がなされていること。
- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが 可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
  - ①開放式のもの
  - ②ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループ(ガス事業法施行規則(昭和 45 年通商産業省令 第 97 号)第 25 条第 3 項のガスグループをいう。以下同じ。)に属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの
  - ③半密閉式ガスストーブ
  - ④最大の燃料消費量が 4.0L/h を超える構造の半密閉式石油ストーブ
  - ⑤最大の燃料消費量が 2.75L/h を超える構造の密閉式石油ストーブ
  - 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対す

る比を示す数値をいう。

- 3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

#### 10. 温水器等

#### 10-1 電気給湯器

# ヒートポンプ 式電気給湯器

- ①家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
- ②業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、表2に示された加熱能力に対応した年間加熱効率を下回らないこと。
- ③冷媒にフロン類が使用されていないこと。

#### 【配慮事項】

- ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
- ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時 の負荷低減に配慮されていること。
- ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

#### 10-2 ガス温水機器

## ガス温水機器

①電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(以下「ハイブリッド給湯器」という。)にあっては、年間給湯効率が108%以上であること。

省エネ統一 ラベル

- ②ガス瞬間湯沸器のうち、自然通気式のものにあっては、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の数値を下回らないこと。
- ③ガス瞬間湯沸器のうち、強制通気式のものにあっては、次の要件を 満たすこと。
  - ア. 基準値1は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費 効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値 を下回らないこと。
  - イ. 基準値2は、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の算定式に97/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。
- ④ガスふろがまにあっては、次の要件を満たすこと。
  - ア. 基準値1は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費 効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値 を下回らないこと。
  - イ. 基準値2は、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の算定式に94/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。
- ⑤ガス暖房機器にあっては、次の要件を満たすこと。
  - ア. 基準値1は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費 効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値 を下回らないこと。
  - イ. 基準値2は、エネルギー消費効率が表の基準値2に示された基

準エネルギー消費効率に92/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。

#### 【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル における温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭 素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されているこ と。
- ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な 限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。
  - ①貯蔵式湯沸器
  - ②JIS S 2109:2019 又は JIS S 2112:2019 の対象となるもの以外のもの
  - ③業務の用に供するために製造されたもの
  - ④都市ガスのうち 13A のガスグループに属さないガスを燃料とするもの
  - ⑤ガス瞬間湯沸器のうち通気方式が自然通気式であって、給排気方式が開放式以外のもの
  - ⑥ガスふろがまのうち次のいずれかに該当するもの
    - ・給湯の機能を有しないもの
    - ・通気方式が自然通気式のもの
    - ・循環方式が自然循環式のもの
    - ・屋内に設置する構造のもの
  - ⑦暖房の用のみに供するもの
  - ⑧既存建築物・施設等における従来型(JIS S 2091:2013 の4.4の a)の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器)の機器の取替であって、設置上の制約があるもの

## 10-3 石油温水機器

## 石油温水機器

- ①基準値1は、潜熱回収型石油温水機器であること。
- ②基準値2は、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。
  - ア. 給湯用のもののうち、瞬間形のものにあっては、基準エネルギー 消費効率に98/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数 値。
  - イ. 給湯用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあっては、基 準エネルギー消費効率に95/100を乗じて小数点第2位以下を 切り捨てた数値。
  - ウ. 暖房用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に98/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。

省エネ統一 ラベル

#### 【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル における温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭 素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されているこ と。
- ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な 限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものと する。
  - ① バーナー付ふろがま(ポット式バーナーを組み込んだものに限る。)
  - ②JIS S 3021:2017、JIS S 3024:2017 又は JIS S 3027:2017 の対象となるもの以外(JIS S 2091:2013 に規定する高圧力型石油小形給湯機及び高圧力型石油給湯機付ふろがまを除く。) のもの
  - ③業務の用に供するために製造されたもの
  - ④給湯用のもののうち、加熱形態が貯湯式であって、急速加熱形以外のもの
  - ⑤暖房用のもののうち、加熱形態が貯湯式であって、急速加熱形以外のもの

#### 10-4 ガス調理機器

## ガス調理機器

- ①こんろ部にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
- ②グリル部にあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
- ③オーブン部にあっては、エネルギー消費効率が表3に示された 区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した 基準エネルギー消費効率を上回らないこと。

#### 【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル における温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭 素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されているこ と。
- ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な 限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

省エネ統一 ラベル

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

- ①業務の用に供するために製造されたもの
- ②ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの
- ③ガスグリル
- **④**ガスクッキングテーブル
- ⑤ガス炊飯器
- ⑥カセットこんろ

#### 11. 照明

#### 11-1 照明器具

#### LED 照明器具

- ①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を 満たすこと。
  - ア. 基準値1は、固有エネルギー消費効率が表1-1に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
  - イ. 基準値2は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たすこと。
  - ウ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、 ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Ra が70以上であること。
- ②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たす こと。
  - イ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。
- ③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。
- ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化 学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

#### 【配慮事項】

- ①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調 光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
- ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ③ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品 であること。
- ④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がな されていること。
- ⑤使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないもの であること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

## LED を光源とし た内照式表示 灯

- ①定格寿命は30,000時間以上であること。
- ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

#### 【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル における温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭 素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されているこ と。
- ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であるこ

省エネ統一 ラベル

省エネ統一 ラベル と。

- ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がな されていること。
- ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないもので あること。
- ⑤プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能 な限り使用されていること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがある こと。

#### 表1-1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値1(投光器及び防犯灯を除く。)

光 源 色	固有エネルギー消費効率
昼 光 色	
昼白色	1441m/W以上
白 色	
温白色	1021m/W以上
電 球 色	1021III/ WJAL.

- 備考)1 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする(表 1 2 及び表 2 において同じ。)。
  - 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED 照明器 具」に含まれないものとする。
  - 3 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を1141m/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を961m/W以上とする。
  - 4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー 消費効率の基準を 1561m/W 以上とする。

表1-2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値2(投光器及び防犯灯を除く。)

光 源 色	固有エネルギー消費効率
昼 光 色	
昼 白 色	1201m/W以上
白 色	
温 白 色	851m/W以上
電球色	051111/ W-人工

- 備考)1 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を951m/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を801m/W以上とする。
  - 2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー 消費効率の基準を 1301m/W 以上とする。

#### 表2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光 源 色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼光色		
昼白色	1051m/W以上	801m/W以上
白 色		
温 白 色	901m/W以上	対象外
電 球 色	301Ⅲ/ ₩-人工	刈家クト

電球形 LED の ランプ 次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①次の要件を満たすこと。
  - ア. 口金の種類が E26、 E17 又は GX53 の場合は、表 1 に示された 光源色の区分ごとの基準を満たすこと。
  - イ. 上記ア以外の場合は、ランプ効率が表2に示された光源色の 区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満 の反射形タイプの場合は、ランプ効率が501m/W以上であること。
  - ウ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。
  - エ. 定格寿命は 40,000 時間以上であること。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、30,000 時間以上であること。
- ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

#### 【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイク ルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭 素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されているこ と。
- ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

### 12. 自動車等

## 12-1 自動車

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ ①乗用車にあっては、次の要件を満たすこと。

- ア. 電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準(ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。)に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考12に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。
- イ. エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 150 以下であること。
- ②小型バスにあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。
  - ア. 電動車等であること。
  - イ. 次世代自動車であること又は表3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。
- ③小型貨物車にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて表1に 示された区分の排出ガス基準に適合すること。
  - ア. 電動車等であること。
  - イ. 次世代自動車であること又は利用する燃料に対応した表4-1及び表4-2に示された区分の燃費基準値を満たすこと。
- ④バス等にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。
  - ア.電動車等であること。
  - イ. 次世代自動車であること又は表5に示された区分の燃費基準値を満たすこと。
- ⑤トラック等にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。

低排出ガス

マーク

省エネ統一

ラベル

- ア. 電動車等であること。
- イ. 次世代自動車であること又は表6に示された区分の燃費基準値を 満たすこと。
- ⑥トラクタにあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。
  - ア. 電動車等であること。
  - イ. 次世代自動車であること又は表7に示された区分の燃費基準値を 満たすこと。

#### 【配慮事項】

- ①エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 150以下であること。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び 省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計 上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利 用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③再生材が可能な限り使用されていること。
- ④バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境 負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。
- ⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。

#### 備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令 第74号)第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)とする。
- 2 「車両総重量」とは、道路運送車両法第 40 条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同 じ。
- 3 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第1条第6号に規 定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。
- 4 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。
- 5 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。
- 6 「乗用車」とは、乗車定員9人若しくは 10 人以下かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
- 7 「小型バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車をいう。
- 8 「小型貨物車」とは、車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車をいう。
- 9「バス等」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車をいう。
- 10 「トラック等」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車(けん引自動車を除く。)をいう。
- 11 「トラクタ」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車(けん引自動車に限る。)をいう。
- 12 乗用車に係る燃費基準値(WLTC モード燃費値)の算定方法は、次式による。なお、次式に おいて係数 α 及び β を乗ずる前に小数点以下第1位未満を四捨五入すること。

 $FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta$  (M<2.759kg)

 $FE = 9.5 \times \alpha \times \beta$  (M\ge 2,759kg)

FE:燃費基準値(km/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入)

M:車両重量(kg)

α:燃費基準達成率であって 0.8

β:燃料がガソリンの場合は 1.0、軽油の場合は 1.1、LP ガスの場合は 0.74

13 判断の基準①イ及び配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に

関する法律(平成 13 年法律第 64 号)第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

- 14 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 15 「希少金属類」とは、昭和 59 年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種(希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮)の金属をいう。
- 16 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 17 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 18 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
- 19 ガソリンを燃料とする自動車にあっては、バイオエタノール混合ガソリン(E3、E10 及び ETBE)の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 20 軽油を燃料とする自動車にあっては、バイオディーゼル燃料混合軽油(B5)の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 21 判断の基準①イについては、令和9年3月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては適用はしない。

## 12-2 タイヤ

## 乗用車用タイ ヤ

①次の要件を満たすこと。

ア. 基準値1は、転がり抵抗係数が7.7以下であること。

イ. 基準値2は、転がり抵抗係数が9.0以下であること。

②スパイクタイヤでないこと。

#### 【配慮事項】

- ①製品の長寿命化に配慮されていること。
- ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ(スタッドレス タイヤを除く。)であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものでは ない。
- 2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、ISO 28580 による。
- 3 判断の基準①については、ISO 23671 に基づき基準タイヤ対比によるウェットグリップ 指数を算出し、100 倍したウェットグリップ性能が110 以上であるタイヤとする。
- 4 判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するというスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律 (平成2年法律第55号)の趣旨を踏まえたものである。

低燃費タイヤ統一マーク

## 12-3 エンジン油

## 2 サイクルエ ンジン油

- 2サイクルエ ①生分解度が28日以内で60%以上であること。
  - ②魚類による急性毒性試験の96時間LC50値が100mg/L以上であること。

#### 【配慮事項】

- ①製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ③包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

#### 13. 消火器

#### 消火器

#### 【判断の基準】

- ○次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①次の要件を満たすこと。
- ア. 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。
  - イ. 製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
  - ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

#### 【配慮事項】

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がな されていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ⑤消火器の設置台又は収納箱等にプラスチックが使用される場合 には、再生プラスチックが使用されていること。また、使用後 に製品とともに回収され、再使用、再生利用が行われること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り単一素材化が図られている こと。また、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び 廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

エコマーク

エコマーク

14.制服・作	·····································	
制服	<ul><li>○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品について</li></ul>	エコマーク
	は、次のいずれかの要件を満たすこと。	PET再利
作業服	①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除	用品マーク
	く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただ	エコ・ユニフ
	し、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊	オームマー
	維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリ	ク
	エステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏	
	生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されて	
	いること。	
	②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全	
	体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後	
	に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあるこ	
	と。	
	③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維	
	が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。	
	④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確	
	認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されて	
	いること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以	
	上であること。	
	⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確	
	認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されて	
	いること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以	
	上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再	
	生利用のためのシステムがあること。	
	⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであるこ	
	٤.	
	【配慮事項】	
	①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが	
	あること。	
	②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊	
	維が使用されていること。	
	③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の	
	容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	
帽子	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステールが##74 は F F W L オスク ポオガガ ケ	
	ル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品について	
	は、次のいずれかの要件を満たすこと。	
	①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体	
	重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全 体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、	
	再生PEI関語がら得られるホリエステル繊維が、繊維部が主体   重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以	
	単重応で10%以上、かり、ホリエステル繊維単重応で30%以 上使用されていること。	
	上区用でもしてること。	

②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に 回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維

- が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
- ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認 されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されてい ること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上 であること。
- ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

#### 【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。
- ②製品又は付属品に使用される繊維には、可能な限り竹繊維、未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
- ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

靴

- ○甲部に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、甲材の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
  - ②再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
  - ③植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。

#### 【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。
- ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
- ③甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成 繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
  - 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。)、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する 糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)等を再生した繊維をいう。
- 6 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

#### 15. インテリア・寝装寝具

#### 15-1 カーテン等

#### カーテン

布製ブライン ド

- ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル 繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、 次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体 重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生 PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用 されていること。
  - ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回 収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
  - ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、 繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
  - ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること
  - ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

#### 【配慮事項】

- ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。
- ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。
- ③製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維 が使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

# 金属製ブラインド

○日射反射率が表に示された数値以上であること。

#### 【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

#### 15-2 カーペット

# タイルカーペット

## 【判断の基準】

- ○基準値1は①及び②の要件を、基準値2は②の要件を満たすこと。
  - ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
  - ②未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及び その他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使 用されていること。

#### 【配慮事項】

- ①ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品で あること。
- ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

ニードルパン チカーペット

タフテッドカ ーペット

織じゅうたん

○ニードルパンチカーペットは、①又は②の要件を、タフテッドカーペット及び織じゅうたんは①の要件を満たすこと。

- ①未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及び その他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使 用されていること。
- ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア. 植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
  - イ. 植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

#### 【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品で あること。
- ③製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

## 15-3 毛布等

## 毛布

- ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル 繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこ と。
- エコマーク PET再利 用品マーク
- ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体 重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生 PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用 されていること。
- ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回 収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、 繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。

#### 【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

ふとん

- ○次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①ふとん側地又は詰物に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維) のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のい ずれかの要件を満たすこと。
- エコマーク PET再利 用品マーク
- ア. 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側 地又は詰物の繊維部分全体重量比で 50%以上使用されてい ること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に 占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物 の繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維 重量比で50%以上使用されていること。
- イ. 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側 地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上使用されてい ること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用の ためのシステムがあること。
- ウ. 再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊 維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上 使用されていること。
- ②使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使 用した詰物が詰物の全体重量比で 80%以上使用されているこ と。

#### 【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。
- ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維 が使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容 易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

#### 15-4 ベッド

ム

- ベッドフレー ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は フレームマ ②、紙の場合は③の要件を満たすこと、又は④の要件を満たすこ と。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、イ 及びウ、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。
  - ①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されて いること。
  - ②次の工の要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、 イ及びウの要件を満たすこと。
    - ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源で あること。
    - イ. 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域 における森林に関する法令に照らして手続が適切になされ たものであること。
    - ウ. 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当た って、原木の生産された国又は地域における森林に関する法 令に照らして手続が適切になされたものであること。
    - エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m h 以下又はこれと同等のものであること。
  - ③次の要件を満たすこと。

- ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。
- イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、 その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又 は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切に なされたものであること。
- ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパル プ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木 等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合 板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生 資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

#### 【配慮事項】

- ①修理及び部品交換が容易、耐久性の向上等長期間の使用が可能な 設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若 しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされている こと。
- ②材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木(間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。) は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
- ③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合に あっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている 森林から産出されたものであること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

#### マットレス

- ①詰物に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエ | 衛生マット ステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品につ いては、次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全 体重量比で25%以上使用されていること。
  - イ. 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維 が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
  - ウ. 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認 されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されている こと、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であ ること。
- ②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であ ること。
- ③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であるこ
- ④ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 【配慮事項】
- ①修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、 又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設 計がなされていること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容 易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

### 16. 作業手袋

#### 作業手袋

- ○主要材料が繊維(天然繊維及び化学繊維)の場合は、次のいずれ かの要件を満たすこと。
- エコマーク

レスマーク

- ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステ ル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られる ポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部 分を除く。)で50%以上使用されていること。
- ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(す べり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されているこ
- ③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除 く。)で50%以上使用されていること。
- ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認 されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除 く。)で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合 成ポリマー含有率が10%以上であること。

#### 【配慮事項】

- ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべ り止め塗布加工部分を除く。)。
- ②漂白剤を使用していないこと。

#### 17. その他繊維製品

#### 17-1 テント・シート類

#### 集会用テント

○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル 繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、 次のいずれかの要件を満たすこと。

①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体 重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生 PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用 されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回 収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、 繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認 されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されている こと、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であ ること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認 されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されている こと、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であ ること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用の ためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容 易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン ブルーシート エコマーク 繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部 PET再利 分全体重量比で50%以上使用されていること。 用品マーク

#### 17-2 防球ネット

## ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル 防球ネット エコマーク 繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用 PET再利 した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 用品マーク ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体 重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生 PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用 されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回 収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、 繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④再生ポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用 されていること。

○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容

易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認 されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されている こと、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であ ること。

#### 【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

## 17-3 旗・のぼり・幕類

#### 旗

のぼり

幕

○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル 繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、 次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体 重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生 PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用 されていること。
- ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回 収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、 繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
- ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
- ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

#### 【配慮事項】

- ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。
- ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

## 17-4 モップ

モップ	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量 が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。	エコマーク PET再利 用品マーク
	【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	

# 18. 災害備蓄用品

# 18-1 災害備蓄用品(飲料水)

災害備蓄用飲 料水	①次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、賞味期限が10年以上であること。 イ. 基準値2は、賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ①回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用する容器、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。	PET再利 用品マーク
--------------	--	----------------

備考)

1 本項の判断の基準の対象とする「災害備蓄用飲料水」は、災害用に長期保管する目 的で調達するものとする。

## 18-2 災害備蓄用品(食料)

アルファ化米	①賞味期限が5年以上であること。
	②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製
   保存パン	造者名が記載されていること。
NIC 13	【配慮事項】
乾パン	○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 
レトルト食品	①次のいずれかの要件を満たすこと。
等	ア. 賞味期限が5年以上であること。
	イ. 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回
	収し再利用される仕組みがあること。
	②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製
	造者名が記載されていること。
	【配慮事項】
	○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
栄養調整食品	①賞味期限が3年以上であること。
	②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製
   フリーズドラ	造者名が記載されていること。
イ食品	【配慮事項】

○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。

#### 備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」 「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限 る。
- 2 「レトルト食品等」とは、気密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により 密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。
- 3 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を 強化した食品をいう。
- 4 「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断の基準①については、市場動向 を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。

### 18-3 災害備蓄用品(生活用品・資材等)

## 毛布

- ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全 体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以 上使用されていること。
  - ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に 回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
  - ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。

#### 【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

作業手袋	<ul> <li>○次のいずれかの要件を満たすこと。</li> <li>①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。</li> <li>②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。</li> <li>③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。</li> <li>④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</li> <li>【配慮事項】</li> <li>①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべり止め塗布加工部分を除く。)。</li> <li>②漂白剤を使用していないこと。</li> </ul>	エコマーク
テント	○候日内とは小さと、ないできる。 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③相物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	PET再利用品マーク

ブルーシート	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレ	エコマーク
•	ン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊	PET再利用
	維部分全体重量比で50%以上使用されていること。	品マーク
	【配慮事項】	
	○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の	
	<b>突見さ及が廃棄時の負荷低減に配慮されていること</b>	

一次電池	①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を
	下回らないこと。
	②使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。
	【配慮事項】
	○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄
	時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は、形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は 「単4形」とする。

非常用携帯燃	①品質保証期限が5年以上であること。
料	②名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されて
	いること。
	【配慮事項】
	○製品の包装又は梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ
	及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
携帯発電機	①次のいずれかの要件を満たすこと。
175110 70 -6.10%	ア.ガソリンエンジンを搭載する発電機(天然ガス又はLPガスを燃料として使
	用するものを含む。)にあっては、排出ガスが表1に示された排気量の区分ご
	との基準値以下であること。
	イ.ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表2に示さ
	れた基準値以下であること。
	②騒音レベルが98デシベル以下であること。
	③連続運転可能時間が3時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のもの
	にあっては1時間以上であること。
	【配慮事項】
	①燃料消費効率が可能な限り高いものであること。
	②使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有しているこ
	と。
	③製品の小型化及び軽量化が図られていること。
	④製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫が
	なされていること。
	⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄
	時の負荷低減に配慮されていること。
(備孝)	- 本面の判断の其準の対角とする「推帯発雪機」は 発雪機の完枚申力が 3kWA 以下の発

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が 3kVA 以下の発 動発電機とする。 非常用携帯電 源

①電気容量が 100Wh 以上であること。

②保証期間又は使用推奨期限が5年以上であること。

【配慮事項】

○分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

備考)本項の判断の基準の対象とする「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源をいう。